

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
銀行法施行規則第 10 条の 2 関係		
1	<p>銀行法施行規則第 10 条の 2 の「総株主等の議決権」について、例えば、合同会社であって決定は頭数要件となる場合には、100 を頭数で割ったものが議決権割合になると考えてよいのか。銀行が全事項について拒否権を持つ場合には、議決権割合は 100 になると考えてよいのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法施行規則第 10 条の 2 の「総株主等の議決権」は、銀行法第 2 条第 6 項に規定する「総株主の議決権」を指します。</p>
銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3		
2	<p>銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 で「貸付債権」一般を追加し、「ローントレーディング（貸付債権の売買）を銀行法施行規則等の特定取引として位置付ける」として、トレーディング勘定での取引の対象とした趣旨、改正の必要性を教えてください。</p> <p>また「貸付債権（外国において取引されるものを含む。）」とすると、「貸付債権」の一般的な語としては「外国において取引されるもの」は含まれない（だからカッコ書きで追加する）というように法制執務上理解できるが、そのように「貸付債権」の解釈を明確化することで不都合が生じることはないかをご確認済みか、念のため確認したい。</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第 11 条の 3 第 1 項において、「トレーディング目的」で保有する商品は「トレーディング勘定」に分類することを定めているところ、明確化の観点から、市場において売買される貸付債権を改正規則第 13 条の 6 の 3 における「特定取引」とし、明確化したものです。</p> <p>また、第 13 条の 6 の 3 第 2 項第 4 号において、「円建」や「本邦」という文言を使用しており、「貸付債権」についても、国内において取引されるもののみが対象と解釈される懸念があるため、「貸付債権（外国において取引されるものを含む。）」としたものです。</p> <p>現行規則第 12 条第 6 号の「貸付債権」は、「外国の法人の発行する証券・・・」と例示されていることから、外国において取引されるものは当然に含まれるため、不都合は生じないと考えます。</p>
3	<p>本改正の施行予定時期をご教示いただきたい。また、施行日前に取得・保有している貸付債権について、本改正は遡及適用されるのか、および経過措置が設けられるのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>本改正は施行日後に取得・保有している貸付債権に適用されます。</p>
4	<p>銀行法施行規則に追加される「貸付債権の取得又は譲渡」について、以下の各取引が同号に規定する特定取引（いわゆるローントレーディング）に該当し、特定取引資産負債残高として認識すべきか否か、ご教示いただきたい。</p> <p>①アレンジャーとして組成したシンジケートローンで、契約調印後・融資実行前における他行が引き受ける予定の融資金額</p> <p>②融資実行時にシンジケート参加行の不参加等により、アレンジャーが当初想定を超えて実行した金額</p> <p>③融資実行後の債権譲渡を予定し、一時的に自行で実行・保有する金額</p> <p>④シンジケートローン・相対融資を問わず、当初融資実行後に他行から取得し、短期売却を予定せず継続的な与信管理のもとで保有する貸付債権額</p>	<p>今回の改正は、市場で取引されており、短期的な価格の変動または市場間の価格差を利用して利益を得る目的で売買する貸付債権を特定取引勘定とするものです。①～⑤については、いずれも銀行勘定で保有するものであり、特定取引として認識すべきではないと考えます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	⑤既存貸出債権のリスク削減もしくはポートフォリオ調整を目的とした債権譲渡検討額	
5	<p>会計基準上、貸出債権には有価証券のような保有目的区分が存在しない中で、貸付債権のうちローントレーディングに該当する取引と、それ以外の通常の与信運営に係る取引とを、どのような基準に基づき区分・特定すべきか、ご教示いただきたい。特に、以下の点について明確化いただきたい。</p> <p>①取引該当性は、融資実行もしくは取得時点における保有目的（短期売却・転売の有無等）により判断するとの理解でよいか</p> <p>②当該保有目的については、稟議書・内部規程等により事前に文書化されていることが要件となるか</p> <p>③実際の保有期間や売却実績等に基づき、事後的に取引区分の見直しが求められる可能性があるか</p>	<p>①取得時点において、短期的な価格の変動または市場間の価格差を利用して利益を得る目的で保有するものかどうかで判断することを想定しております。</p> <p>②法令上、事前に文書化されていることを要件とはしません。なお、金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号）第65項において、「一般に、企業が保有する有価証券を売買目的有価証券として分類するためには、有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署（関係会社や信託を含む。）によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい。」とされていることを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>③事後的に取引区分の見直しを求める規定は設けておりませんが、同指針第59項において、「保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である。」とされていることを踏まえる必要があると考えます。</p>
6	<p>貸付債権は市場価格が観測困難であり、債権譲渡時にはアップフロントでの収益移転が行われる場合がある。</p> <p>この場合、特定取引資産・負債としての計上額については、取得価格ではなく元本相当額（いわゆる額面ベース）で認識することが許容されるか、ご教示いただきたい。</p>	<p>対象債権は、市場流動性が高く市場価格の観測が可能であるもの、時価の価格検証プロセスが確立されているものが前提となると認識しております。</p>
7	<p>債権譲渡により実行した債権（セカンダリー債権全般）は、全て特定取引の対象となるとの理解でよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>市場で取引されており、短期的な価格の変動または市場間の価格差を利用して利益を得る目的で売買する貸付債権を特定取引勘定とするものであり、全てのセカンダリー債権を対象とすることは想定しておりません。</p>
8	<p>貸付債権を法律上移転させず、参加者が経済的利益のみ取得するローン・パーティシペーションについては、特定取引の対象外と理解してよいか、ご教示いただきたい。</p>	<p>ご理解のとおりであり、詳細については項番7をご参照ください。</p>
銀行法施行規則第17条の2		
9	<p>銀行法施行規則第17条の2第6項の「（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）」は、事業承継会社の場合には上場会社であっても特定子会社の取得対象とできるという趣旨か。</p>	<p>ご理解のとおり、事業承継会社の場合には上場会社であっても特定子会社の取得対象となります。</p> <p>なお、銀行法施行規則第17条の2第6項第10号における「その事業」は「代表者が営む事業」を指します。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>令和元年10月15日付け「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」において、コメントの概要</p> <p>「「その事業」における「その」とは、「代表者の」という意味か、それとも、「会社の」という意味か。」</p> <p>に対し、金融庁の考え方</p> <p>「代表者が営む事業です。」</p> <p>とあり、実務では、当該会社は、現在の「代表者」が「営んで」と評価できる程度の議決権を有している必要がある、と理解されているが、今回の改正により、「その事業」とは「会社の事業」という程度に解すれば足りるという当局の解釈変更があったと受け止めてよいのか。</p>	
10	<p>銀行法施行規則第17条の2第9項第2号の末尾の「中小企業者に該当しなくなった会社を含む」との括弧書きは、なくても当然にそうなるので、不要ではないか。同項第1号の場合(=現第9項の場合)も、同様に事後的に中小企業者でなくなった場合が含まれると理解しているが、第2号だけ括弧書きがあると、第1号では中小企業者でなくなった場合は含まれないように読めてしまう。</p>	<p>銀行法施行規則第17条の2第9項第2号は、出資開始から7年を経過した日以後に上場等された場合には継続して追加出資ができるよう改正するものところ、上場等された後に中小企業者に該当しなくなった会社には追加出資を認め、非上場かつ中小企業者に該当しなくなった会社に対しては追加出資を認めないため、明確化の観点から規定するものです。</p>
11	<p>銀行法施行規則第17条の2第9項2号、第34条の16第7項2号は、議決権取得後7年経過前に上場することは許されないという趣旨か。それはなぜか。また、なぜ「7年」なのか。</p> <p>また、「(中小企業者に該当しなくなった会社を含む。)」も7年経過後に限って許されるということか。もしそうであれば疑義を避けるために、「ア」「イ」などとさらなる項目を設けて疑義がないようにかき分け、どちらにも議決権取得後7年経過後、と規定したほうが良いのではないか。</p>	<p>現行において、特定子会社経由の出資先は上場会社等以外に限定されているところ、出資開始から7年を経過した日以後に上場等された場合には継続して追加出資すること、また、上場等以降であれば、中小企業者に該当するかに関わらず追加出資することができるよう改正するものです。</p> <p>なお、「7年」とした理由は、特許庁の報告書(スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査研究報告書)において、設立から上場までの経過期間について、87ヵ月(中央値)との数字が公表されていることから、「当該議決権を特定子会社に取得してから7年を経過した日以後」とすることが適切と考えます。</p>
12	<p>銀行法施行規則第17条の2第14項、第17条の3第2項第12号で「国内の会社その他の団体」と改正されたことにより、外国の株式会社、外国のLLC等に対する投資も、特定子会社を介してできるようになったという理解でよいか。また、公益団体、非営利団体、一般社団法人に対する特定子会社を介した貸付けも許されるようになったという理解でよいか。</p> <p>なお、従前も、銀行本体が、有価証券投資(純投資)の範囲内で、「団体」への投資だけでなく、いわゆる集団投資スキームへの投資(不動産ファイナンスにおける匿名組合出資を含む)も、実務上、なされてきたという理解だが、今回の改正により、銀行本体のそうした有価証券投資が不適法になる</p>	<p>「会社その他の団体」は国内のものに限られるため、外国の株式会社や外国のLLC等に対する投資は、引き続き特定子会社を介して行うことはできません。なお、公益団体等に対する特定子会社を介した出資は可能となります。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	ことが確認されるわけではないという理解でよいか。	
銀行法施行規則第 17 条の 3		
13	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 11 号は、単に「法第十条第二項第十八号に掲げる業務が行われない場合を除く。」とのみあり、潜脱防止規定が設けられているわけでもないので、金額の多寡は問われず、場合によってはノミナルな額であってもよいということを確認したい。	ご理解のとおりです。
14	<p>銀行子会社等のリース業務については、現行規制上、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号に掲げる業務だけでなく、同号に該当しないファイナンスリースやオペレーティングリース業務、改正前の銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号、第十一号及び第三十八号、第十七条の四の二第二号並びに第三十四条の十八第二号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）第 3 条第 7 号に掲げる業務等も認められている一方で、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号に掲げる業務が「金融庁長官が定める基準により主として」行われる必要があり、当該基準として改正前の同告示第 2 条（いわゆる収入依存度規制）が定められていると理解している。</p> <p>今般の改正は、銀行法第 10 条第 2 項第 18 号に掲げる業務を併せ営むこと、つまり銀行法第 10 条第 2 項第 18 号に掲げる業務が全く営まれないことは認めないことを前提に、現行において銀行子会社等が営むことが認められているリース業務を引き続き営むことができるものとしたうえで、この収入依存度規制を撤廃するものとの理解でよいか。</p> <p>また、今般の銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 11 号の改正にかかわらず、改正後の同告示第 2 条第 7 号の解釈は改正前の同告示第 3 条第 7 号の解釈と変わらないとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
15	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 12 号へにおいて「外国における『これらの契約』に類する契約」と規定しているが、『これらの契約』で指し示しているものが全て各法律で規定する「××契約」という定義語で規定されており、また、これらの「××契約」が契約であることがこの規定において示されていないため、『これらの契約』で指し示すのは不適切ではないか。規定するのであれば「外国における『これら』に類する契約」と規定するのが適切にあるように思われる。	他法令の規定も参考に、「外国におけるこれらの契約に類する契約」としたものです。
16	銀行法施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 12 号ニは、「株式等に係る配当を受け取ること又は株式	ご理解のとおり、投資内容を制限するものではございません。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>等に係る売却益を得ることを目的として当該団体の株式等を取得すること。」とあるが、同号への「イからホまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする」とは、単に投資手法を定めているにすぎず、特定子会社を介した投資が「純投資」に限定されることを求めているものではなく、政策投資も許されるという理解でよいか。</p>	
17	<p>銀行法施行規則第17条の3第2項12号の「ハ当該団体の発行する新株予約権を取得すること。」は、新株予約権を発行できるのは概念上「新株」が観念できる株式会社だけなのだから、このハは「株式会社」のままでよいのではないか。</p>	<p>「国内の会社その他の団体」に株式会社も含まれます。</p>
18	<p>銀行法施行規則第17条の3第2項12号の改正により、銀行の投資専門子会社による匿名組合出資も可能になったという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
19	<p>投資専門会社が、株式会社以外にも投資可能にする、という社会への影響が大きいと思われる変更が書かれているが、国会でどの様に影響を話し合い、どう結論が出たのか、資料の提示が無いのはなぜか。 どの様な影響を狙っての改定なのか不明であれば、この改定項目に反対する。</p>	<p>2025年12月18日公表の金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえたものです。 現行制度において、投資専門子会社経由の出資予定先が株式会社以外の会社であったため出資を断念した事例があるとのことで、関係業界団体から改正要望があったところ、利益相反取引の防止、リスク管理及び内部管理態勢の整備を引き続き前提とした上で、地域金融機関が資本性資金の供給を通じて一層の地域活性化に貢献できるよう、また競争上の不利の解消の観点から改正するものです。</p>
20	<p>「国内の会社その他の団体」とあるが、「国内の」という文言は、「会社」のみに係るのか、それとも「団体」まで含めるのか。「団体」には、外国のものも含むか、国内のものに限るのか不明である。</p>	<p>「国内の」という文言は「団体」まで含めますので、「会社その他の団体」は国内のものに限られます。</p>
銀行法施行規則第34条の16		
21	<p>銀行法施行規則第17条の2第6項において、「第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。」として、事業承継会社（第17条の2第6項第10号の会社）への出資の非上場要件を外しているものと認識している。 しかしながら、第34条の16第4項第1号で銀行持株会社が事業承継会社に出資できるようにしているところでは、第4項で「上場会社等以外の会社であつて」とされており、非上場先に限定されている。 銀行持株会社についても、事業承継会社への出資については、非上場要件を外すべきではないか。（保険業法施行規則も同様。）</p>	<p>ご指摘のとおり、銀行持株会社が特定子会社経由で事業承継会社へ出資する際には、銀行と同様に、上場会社等に対して出資できるよう修正いたします。</p>
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針		

No	コメントの概要	金融庁の考え方
22	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-4-2(5)注2の「株式等の取得・保有に係る、株主等の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ-4-12 顧客の利益の保護のための体制整備」も参照すること。」について、例えば、銀行がある会社に融資しており、他方で、銀行が少額出資する LPS が当該会社に投資し、当該投資資金を用いて銀行の融資が返済される場合でも、当該融資や出資はいわゆる「信認関係」が生じる問題ではなく、銀行法 13 条の 3 の 2 の「顧客の利益が不当に害されること」が通常生じるとは言えないため、利益相反管理の問題は生じないという理解でよいか。</p> <p>なお、そのように融資返済の原資に用いられることを知りながら投資することについての GP や LP の善管注意義務の問題は別途あるものと理解している。</p>	<p>ご提示のあった事例については事案の詳細が不明ですが、どのような取引が「顧客の利益が不当に害されること」に該当するのかについては、実態に照らして個別具体的に判断される事柄と考えられます。</p>
23	<p>改正案においては、「銀行からの事業内容の可否に係る事前相談においては、」との文言が削除されたが、この点の趣旨は、投資専門会社から地域活性化事業会社への出資等にあたって、金融庁・財務局への事前相談は必ずしも必要ではないことを明確化いただいたとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
24	<p>地域経済の活性化に資する事業活動を行っている、またはそれを目的としている</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギー等の脱炭素技術に取り組む GX 関連会社や、 2. 電力・ガス・石油等のエネルギー関連会社 <p>については、地域活性化事業会社に該当するという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
25	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7(注7)の 「施行規則第 17 条の 2 第 8 項第 2 号及び第 17 条の 7 の 3 第 1 項第 2 号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断にあたっては、「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に単に合致しているかにより判断して差し支えない」というのは、銀行の「主観」において（つまり、銀行の適切な判断において）「地域経済の活性化に資する事業活動を行う」ものであると判断していれば差し支えないという趣旨か。</p> <p>それとも、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」という法令の文言において「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」は「その他の」という言葉に示される例示に過ぎず、「その他の地</p>	<p>前段については、銀行において「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に合致しているかの判断を客観的な根拠に照らして適切に行い、判断に迷う場合のみ事前相談を行うことを想定しています。</p> <p>中段については、項番 24 をご参照ください。</p> <p>後段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本にご理解のとおりです。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的」であるかを審査すれば足りるという理解（「地域経済の活性化に資する事業活動を行う」事業であるかは客観的、外形的に判断される）となるか。</p> <p>「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となりうることに留意する。」にいう「地域産業の面的な高度化又は活性化」とは具体的に何を意味するか。</p> <p>「地域経済の活性化に資する」とは、典型的には、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則第8条の3柱書にいう「地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大」であり、そのような地域経済の活性化に資する「事業活動」の例としては、例えば、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則第8条の3各号に規定の</p> <p>「一 新技術の研究開発及びその成果の企業化を通じた新たな事業の創出」</p> <p>「二 独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発、新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出」</p> <p>「三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する事業再編」が該当し得るという理解でよいか。</p>	
26	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1（2）⑥の</p> <p>「特に、同項第3号の業務の実施にあたっては、Ⅱ-5-2-1（2）（注2）も参照しながら、体制整備等を行う必要がある点に留意する。」にいう同注2の</p> <p>「注2）上記の図表のうち「M&A 支援（マッチング支援やM&A 仲介業務・フィナンシャル・アドバイザー業務、PMI 支援等）」を行う場合には、専門的な人材の内部育成（外部機関等での研修や派遣等の機会の活用を含む。）や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携（他の金融機関等との連携によるプラットフォーム組成・運営や既存プラットフォームへの参画・活用を含む。）など、実施する支援業務の内容に応じ、その健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図るとともに、顧客企業が安心して係るソリューション提供を依頼することができるように適切な説明・広報（「M&A 支援機関登録制度」の活用を含む。）を実施していくことが重要である」</p> <p>にいう、「人材の内部育成」「外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携」はいずれも必須ではなく、「実施する支援業務の内容」に応じた対応という理解でよいか。</p> <p>また、ここでいう「所要の体制整備」とは何をご想定か。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>中段については、実施する支援業務の内容に応じ、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携などの体制整備を実施いただくことを想定しています。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「顧客企業が安心して係るソリューション提供を依頼することができるように適切な説明・広報」は、特定子会社（銀行系ファンド）にはややそぐわない気もするが必須ではないという理解でよいか。</p>	
<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p>		
27	<p>保険会社に対しては、地域金融機関と異なり、地域企業・地域社会全体の課題対応や変革を後押しする機能までが求められているわけではないという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、保険会社は、保険業法第106条第1項第15号及び第16号に基づき、地域活性化に資すると認められる事業活動を行う子会社を保有することができるため、当該子会社を通じて、地域社会全体の課題対応等を行う事業を実施することが可能です。</p>